

## 新型コロナウイルス感染症による 出席停止の手続きと書類配付についてお知らせ



令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症による出席停止は、「症状が出た翌日から5日を経過し、かつ、解熱と症状が軽快した後1日を経過するまで」となり、出席時は書類の提出が必要となります。以下の内容をご覧ください、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 【 出席停止の書類等について 】

- ・「**新型コロナウイルス感染症**」による出席停止では、医師による登校（登園）許可書は必要なく、保護者の方に新型コロナウイルス感染症用の書類（別添）へすべて記入していただきます。
- ・新型コロナウイルス感染症用の書類（別添）は、学校・園、医療機関にも置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。  
蒲郡市HP <http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/gakko/corona.html>
- ・「インフルエンザ」はこれまで通りで変更はありません。登校時書類が必要です。
- ・「**新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ以外の感染症**」による出席停止は、登校（登園）許可書が必要です。下記「**新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ以外の感染症による手続き**」を参考に学校で書類をお受け取りください。



注）流行期には医療機関で書類が不足することがあります。今回配付した新型コロナウイルス感染症用の書類はご家庭で保管していただき、受診時に持参されると手続き等がスムーズになります。

### 新型コロナウイルス感染症による出席停止の手続き

1. 病院で**新型コロナウイルス感染症**と診断されたら、保護者は学校（園）に連絡を入れ、新型コロナウイルス感染症用の書類（別添）に病院での診断について記入をします。
2. 出席停止期間が過ぎ、かつ、お子さんの体調が回復して学校（園）生活を送れると保護者が判断できたら、登校（登園）の朝にすべて記入し、お子さんは新型コロナウイルス感染症用の書類（別添）を持って登校（登園）します。

### 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ以外の感染症による出席停止の手続き

1. 病院で**新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ以外の感染症**と診断されたら、保護者は学校（園）へ連絡を入れます。
2. 保護者は書類（出席停止のお知らせ＋登校（園）許可書）を学校（園）に取りに行きます。
3. 出席停止期間終了後、書類を持って病院を再受診し、登校（園）許可書に医師の証明をしてもらいます。

### 【 最後に 】

お子さんが新型コロナウイルス感染症の感染源とならないためにも、お子さんの体調がしっかりと回復してから登校（登園）させてください。

### 【 お問い合わせ先 】

教育委員会学校教育課 TEL：0533-66-1165  
子育て支援課 TEL：0533-66-1107